「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>許認可等の名称</td><td colspan="2">堺市霊園内工事許可の申請</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第7条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">建設局　公園緑地部　泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）</td></tr>
<tr><td>審　査　基　準</td><td colspan="2">１．区画を明らかにする囲障を設置しているか（芝生墓地を除く）。
（規則第6条第1項）

２．墓碑その他の施設が、次の基準に従っているか。
(1) 墓碑及びこれに類するものの高さが、盛土から2メートル以内であるか。ただし、芝生墓地については、地面から0.8メートル以内であるか。
(2) 盛土の高さは0.6メートル以内であるか。
(3) 囲障は、区画の境界から1.5センチメートル以上の間隔を置いて、高さ1メートル以内であるか。
(4) 墓地の囲障の上部には、囲障以外のものを設置していないか。
(5) 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種であって、隣地又は通路に支障を及ぼさないものであるか。
（規則第6条第2項第1号から第5号）

３．囲障が、1区画を分割して2区画以上にしていないか。

４．堺市霊園工事許可申請書、堺市霊園内工事設計書に使用許可証（写し可）を添えて申請しているか。

５．使用者以外が墓碑を建立する場合は、申立書及び戸籍等関係書類を添付しているか。（使用権の転移は、承継以外認めていないため建立者により許可できない場合がある。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間</td><td>1～7日</td></tr>
<tr><td>標準処理期間を設定できない理由</td><td></td></tr>
</table>